

江戸川区地域防災計画平成 26 年度修正（案）

[文言等修正事項集]

【本冊】

部・章	ページ	旧 内 容	新 内 容
全体		「災害時要援護者」、「要援護者」	「 <u>要配慮者</u> 」
第 1 部 第 2 章 第 2 節 6	8	「(社)東京都トラック協会江戸川支部」	「 (社) 東京都トラック協会江戸川支部」
第 1 部 第 3 章 第 1 節 4(1)	11	「また、これらの街路樹をより大きく緑豊かな...」	「また、これらの街路樹をより <u>大きく</u> 緑豊かな...」
第 1 部 第 3 章 第 2 節	13	「東京都は、平成 23 年...」	「東京都 <u>防災会議</u> は、平成 23 年...」
第 1 部 第 3 章 第 2 節 3	14	「海拔」	「 <u>T.P.+</u> 」
第 1 部 第 3 章 第 2 節 4	15	「焼失率」 「屋内収容物」	「 <u>焼失率（倒壊建物を含む）</u> 」 「 <u>屋内収容物（参考値）</u> 」
第 2 部 第 1 章 第 1 節 2(3) ア	23	「...各種印刷物を発行する。」 「...（5 か国語）を発行する。」	「...各種印刷物を <u>配布</u> する。」 「...（5 か国語）を <u>配布</u> する。」
第 2 部 第 1 章 第 4 節 1(1)	26	「...で定める次の事項と...」	「...で定める <u>次</u> の事項と...」
第 2 部 第 2 章の表中第 1 節	30	関係機関 「都都市整備局」	関係機関 「都都市整備局、 <u>都建設局</u> 」
第 2 部 第 2 章 第 1 節 2(1)	31	「一時（いっとき）滞在施設」	「一時（ いっとき ） <u>滞</u> 在施設」
第 2 部 第 2 章 第 1 節 4(1)及び 第 11 章 第 1 節 3(2)	32 69	「...公園整備の促進を...」	「...公園整備の <u>早期実現</u> を...」
第 2 部 第 4 章の表 及び第 2 節	46 48	「事業継続」、「事業」	「 <u>業務</u> 継続」、「 <u>業務</u> 」
第 2 部 第 5 章の表 及び第 4 節	51 52		
第 4 部【震災編】 第 9 章の章名及び第 2 節	140 143	「遺体処理」、「遺体の処理」	「 <u>遺体取扱</u> 」、「 <u>遺体の取扱</u> 」
第 4 部【風水害編】 第 2 章 第 7 節	212		
第 2 部 第 11 章の表	67	「荒川下流事務所」	「荒川下流 <u>河川</u> 事務所」
第 2 部 第 11 章 第 3 節 2(2)	71	「(平成 24 年 4 月 1 日現在：21 か所設置)」	「(平成 25 年 4 月 1 日現在：24 か所設置)」
第 3 部 第 1 章 第 1 節 1	78	「(1)江戸川区災害対策本部の設置及び廃止」	「(1)江戸川区災害対策本部の設置及び <u>廃止</u> 」
第 3 部 第 1 章 第 1 節 1(4)	80	福祉部（福祉部） 5「要援護者名簿の」	福祉部（福祉部） 5「 <u>避難行動要支援者</u> 名簿の」
第 3 部 第 1 章 第 3 節 1(3)	83	イ「庶務課庶務係」 カ「各事務所の」	イ「 <u>計画調整課</u> 庶務係」 カ「各事務所・ <u>区民課</u> の」
第 4 部【震災編】 第 1 章 第 4 節 3	105	「都は、液化石油ガス販売事業者等に対し、...」	「都は、 <u>高圧ガス貯蔵施設等</u> に対し、...」

		旧	新
部・章	ページ	内 容	内 容
第4部【震災編】第3章 対策の前提と課題	109	「後方医療機関」	「 <u>災害拠点病院等</u> 」
第4部【震災編】 第3章 対策の流れ	110	初動医療体制 「重傷者」	初動医療体制 「 <u>重症者</u> 」
第4部【震災編】 第3章 第1節 2(1)	110	「災害医療コーディネーター」	「 <u>江戸川区災害医療コーディネーター</u> 」
第4部【震災編】 第3章 第5節	115	「患者発生等の」	「患者発生 <u>場所</u> 等の」
第4部【震災編】 第4章 第6節 及び 第16章 第1節 3	124 178	「厚生労働大臣」	「 <u>内閣総理大臣</u> 」
第4部【震災編】 第6章 対策の現状 及び 今後の課題	128 130	「災害時要援護者」	「 <u>避難行動要支援者</u> 」
第4部【震災編】 第7章 第3節 2	133	「都やバス事業者」	「 <u>国、都、バス事業者</u> 」
第4部【震災編】 第10章の表 及び 第15章の表	145 171	「都保健福祉局」	「 <u>都福祉保健局</u> 」
第4部【震災編】 第10章 対策の前提と課題	145	「 東京湾...物資の供給が...」	「 東京湾...物資の <u>途絶</u> が...」
第4章【震災編】 第10章 第1節 2(2)	147	「都福祉健康局」	「 <u>都福祉保健局</u> 」
第4章【震災編】 第11章の表	154	「(社)プレハブ建築協会」	「 <u>(一社)プレハブ建築協会</u> 」
第4章【震災編】 第11章 対策の流れ	155	フェーズ4 2か月~3か月 住宅の応急修理	フェーズ3 2週間~1か月 住宅の応急修理
第4章【震災編】 第11章 第4節 3(2)	158	「社団法人東京建設業協会」 「社団法人プレハブ建築協会」	「 <u>一般社団法人東京建設業協会</u> 」 「 <u>一般社団法人プレハブ建築協会</u> 」
第4章【震災編】 第15章 第1節 2(2)	172	「都委員会に報告する...」	「 <u>東京都義援金配分委員会(以下、「都委員会」という。)</u> に報告する...」
第4章【震災編】 第15章 第1節 3(3)	173	「都は、自然災害により...」	「 <u>都は、</u> 自然災害により...」
第4章【風水害編】 第1章 第2節 2(3)	199	「報道...に基づき都災害対策本部に...」	「報道...に基づき <u>D I S</u> 等を用いて都災害対策本部に対し...」
【付編】 第1章 第1節	229	「この法律に...震度 6 以上と予想される...」	「この法律に... <u>震度 6 弱以上</u> と予想される...」
【付編】 第4章 第5節 1(1)表	252	都営地下鉄 「運輸指令所」	都営地下鉄 「 <u>総合指令所</u> 」
【付編】 第4章 第5節 1(2) イ	253	(イ)「日野春・小淵沢間」	(イ)「 <u>日野春・小淵沢間</u> 」
【付編】 第4章 第5節 1(2) イ	253	警戒宣言当日 「なお、...一部列車の間引き運転等を...」	警戒宣言当日 「なお、...一部列車の <u>運転中止</u> 等を...」
【付編】 第4章 第5節 2(2)	254	機関 「東旅協」	機関 「 <u>(一社)東京ハイヤー・タクシー協会</u> 」